

あなたと多良間村議会をつなぐ



村議会だより

CONTENTS

6月定例会

- P.2 審議結果、西銘大臣へ要望書
- P.3-7 一般質問(5名登壇)
- P.8 議会トピック、編集後記

村公式HPでも
読めます



令和4年第2回多良間村議会定例会審議結果



審議結果を多良間村公式HPで確認できます▲

件名	概要	結果
令和4年度多良間村一般会計歳入歳出予算補正について	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,264万1,000円を追加し31億7,878万4,000円とする。	原案可決
令和4年度多良間村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の補正について	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,212万8,000円を追加し1億1,444万1,000円とする。	原案可決
多良間村介護保険条例の一部を改正する条例について	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者について、令和4年度分においても引き続き保険料の減免を行うため。	原案可決
多良間村地域振興拠点施設に係る指定管理者の指定について	名称：多良間村地域振興拠点施設(食堂を除く) 指定管理者：一般社団法人多良間村ふしやぬふ観光協会	修正可決
繰越明許費繰越計算書について	繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。	報告

西銘大臣へ要望書を提出

6月11日(土)塩川字集落センターで西銘復興・内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)が来島されたのを機に、多良間村議会議員と懇談会を行った。

各議員はそれぞれ多良間村の現状や課題について意見交換を行い、最後に福嶺議長から西銘大臣へ要望書が手渡された。要望事項は右記のとおり。

1. 国営土地改良事業による畑地かんがい整備事業の早期事業実施について
2. グループホーム並びに定住促進住宅の早期建設について
3. 軽石及び漂着物に関する件について
4. 多良間⇄石垣間の航空路線の再開について



写真上：西銘大臣(左)へ要望書を渡す福嶺議長(右)

写真右：活発な意見交換が行われた





とみやま つねかず
豊見山 常和 議員

問
トウブリ道整備工事
について

答
トウブリは多良間
独特のことば

■工事計画から実施に至るまで

周囲を海に囲まれた多良間島の陸地、自然と言えば、海辺しかありません。その海辺がトウブリ道整備として今開発が進んでいる。多良間島では、トウブリこそが憩いの場であり、ほのぼのとした風景、のどかさ、人の心を癒し、心ませる場所です。このような場所が人為的に自然が失われる現状である。自然は作るものではなく、守るものだと考えられます。一度失われた自然は元に戻るのに何年かかるか、あるいは戻らないかもしれません。このような事態の中で推し進める工事はいかなものか。トウブリという言葉について説明をお願いします。

村長

トウブリ、多良間独特の言葉でありまして、起点は集落、集落から放射線状にトウブリまで道路が続く、昔は願いの場所だったと聞いております。集落から浜に至る、浜に下りる海と陸をつなぐとも言います。うか、そういう形で、多良間独特の言葉で、多良間にしかないトウブリだというふうな私の今の範囲内での説明といたします。

質問

今、そのトウブリ道がほとんど真つすぐ陸地に向かっていて。この観点からすると、違った方向になっていないのか。

村長

一周道路からこのトウブリに入る

質問

誰が見ても、直接海から真つすぐになっている。旧道路であれば、例えばナカシヤラの場合は、旧道路が、今造ってある道路の東側になっている。旧道路を利用すれば、斜めに造られたのでは。

村長

トウブリの整備については、元の道路を利用するということがまず始まりだし、原点だと思っています。そのとおりに進めているという報告を受けております。

質問

計画段階から現在に至るまで、このトウブリ道整備について、いろんな方面との話し合いは持たれ、この工事施工に当たり、村民からの要望はありましたか。

土木建設課長

令和2年度から設計に入り前年11月、字総会前に両字に説明してあります。村民からの要望は、施工の段階ではなかった。

質問

この工事は、前泊からナカシヤラまでの間の工区と、残り何工区まであるんですか。工事看板が2カ所しか見当たらないのはなぜか。

土木建設課長

各トウブリを5つから6つを1つの工区として3工区発注済みです。看板については、3工区分の看板設置があります。一周道路から入ったところにも工事看板がありますので、表上、一周道路にあるのは1カ所だけ確認できます。



真つすぐ海へ向かうナカシヤラトウブリ(上)、マガリトウブリ(下)



とみしろ げんこう
豊見城 玄弘 議員

問

宮古製糖多良間工場
不法投棄問題は

答

企業倫理に基づいて
説明責任を果たして
もらいたい

質問

製糖工場は、3月中旬から数回にわたり保健所からの指導を受けているさなか、保健所へは役場と廃棄物について検査を行い、どのように処理できるか話し合っているという旨の報告をしながら、堆肥センターに廃黒糖等を勝手に廃棄したと聞いているが、これも事実なのか。

副村長

3月9日頃、私も浜のほうへ下りた。びっくりしたというのが本音だ。まず、その臭い、そして小さい、いわゆるカニコか、小さいタコ、そういったものが浅瀬で死んでいた。潮だまりも真っ白になっていた。

質問

指定管理者である役場としては、今後どのようにこの問題に取り組んでいけるのか。

村長

企業は企業倫理に基づいて営業活動をしなければならないし、社会通念上、守らなければならないことが守られたのか、説明責任を果たしてもらいたい。

質問

その排出されたものは具体的に何だったのか。

産業経済課長

製糖工場から排出されている産業廃棄物に間違いはない。

質問

3月11日に行った管内視察の際には、製糖工場工務課長が状況を説明され、その際には工場横の保安林には捨てていないと言っていたが、それは嘘だったという事か。

副村長

村への報告の内容と違うというふうに思っている。

■宮古製糖の不法投棄について

3月の新聞各社の宮古製糖多良間工場の適切に処理されていないと思われる廃棄物に関する報道について、指定管理者としての村の見解を伺う。

産業経済課長

3月7日の課内会議の中で職員から、工場の東海岸が汚れているという情報があり、これは村民からも連絡があった。製糖工場からの報告は受けていない。

7日に4時頃から工場近くの海岸を調査し、海藻や小生物の死骸を確認した。翌8日に製糖工場に連絡したところ、工場内の排水処理施設の故障で処理オーバーの排水や沈殿した不純物を工場北側の林へ廃棄したという報告が口頭であった。

質問

工場近隣の海岸では何が起きていたのか。

産業経済課長

許可は出していない。

質問

役場は工場に対して、黒糖や廃棄物を堆肥センターに持ち込む許可、捨てていいとの許可を出したのか。



工場東海岸の白濁した海水の状況
役場産業経済課提供 (3月7日撮影)



かき はな ゆきのり
垣花 幸徳 議員

問

**多良間工場の排水
処理施設について**

答

**民間の事業者と委託
業務契約をし管理を
行っている**

■多良間工場の排水処理施設について

工場の排水処理施設の未処理排水の不法投棄の件ですが、この排水処理施設の管理体制はどのように行われているのか。

副村長

実際の管理に関しては、宮古製糖と民間の事業者の間で委託業務契約を結んで、それに基づいて管理を行っている状況にあります。

質問

今回のこの施設の不具合も、その管理者から連絡があったのか、それとも工場側で既に把握していたのか。

副村長

委託を受けている会社は製糖期間中

問

**多良間工場の排水
処理施設について**

答

**民間の事業者と委託
業務契約をし管理を
行っている**

2週間に1回程度の点検、管理という状況です。通常の運転に関しましては宮古製糖で行うという内容になっている。

2月11日頃、十分に排水処理ができていないという状況を宮古製糖のほうで把握して、その後2月13日頃、管理をしている事業者とメーカーを呼んで確認をした。その結果、膜、いわゆるフィルターのように破損があるということが確認できたというふう聞いています。

質問

3月17日から操業中断となり、排水処理施設内のフィルターを交換したと聞いている。フィルターの耐用年数、総枚数は何枚か。何枚交換して、その効果はあったのか。

副村長

宮古製糖からの報告に基づいて説

明をします。

フィルターの耐用年数はメーカーの基準では4年から7年となっています。ただ、どういったものを処理するか、いわゆる流入する処理するべき排液、あるいは排出液、マッド、あるいは工程から排出される廃液の状況によって耐用年数は大きく変わってくる可能性があると思っています。

フィルターの総枚数は、250枚使われているということです。宮古製糖の報告では、2月13日頃に経年劣化によってこのフィルターに目詰まりと破れが生じた。それによって、処理能力が低下し、これが保安林への投棄につながっていくわけなんです。そのときに、管理する会社、メーカーに来てもらい40枚の膜を交換した。ただ、大幅な改善がなかったこともあって、十分排水を処理することができなくなり、先ほどもありましたように2月13日頃から3月にかけて隣接する、保安林に投棄をしたということです。

質問

2月13日に40枚のフィルターを交換し、3月17日からの製糖工場が停止している間も、そのフィルターは交換したのか。

副村長

3月13日のマスコミ報道の後、保健所の指導、調査があったというところで、その後再開に向けてさらに改善をしようということで、2回に分けて、140枚の膜の交換をするということによって、何とか操業再開に持っていきたいということもあり、これを取り替えた後で保健所の確認が3月29日ですが、そのときに確認を経て操業再開につながっています。

質問

140枚のフィルターを換えてもあまり効果がない。なぜ排水の質が悪いのか、それと負荷がかかるのが大きいのか伺う。

副村長

製糖工場は250トンの原料を処理して、きちんと排水処理をできる、そういった規模の算定をして、施設の導入をしています。ただ、最初想定したような濃度、排水されるものの濃度よりマッドの量、あるいは糖分、そういったものが当初の想定をはるかに上回る濃度で排水がされたという点も、膜の早い時期の劣化につながったのではないかと考えています。



あざと みきお 議員
安里 三喜男

問

産業廃棄物の不法投棄。村の対応は

答

協定書の条項に違反する行為、遺憾である

産業廃棄物の不法投棄、村としての対応は

2月中旬頃から排水処理施設に不具合が生じ、処理しきれない大量の産業廃棄物が畑や工場北側の雑木林に不法投棄された。大木までも枯れ、一部は海まであふれ出し小動物の死骸も大量に確認された。そして保安庁や保健所などの調査が入りいろいろ指導を受けている。(現在も調査中)

共性の尊重として、管理運営、業務実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとなっております。さらに、管理物件等としまして、善良なる管理者の注意をもって工場を管理運営しなければならぬなどと明記されております。

職員に、排水処理や不法投棄に関する認識も知識もない。設備や機器の異常に気づいても、それを優先するのかわからず圧搾を優先した。無理に操業を続けたことで、大きな事故(環境問題)を起こしてしまった。これは100%人災である。指定管理者である村長の見解を求める。

この排水処理問題、多良間工場職員による不法投棄は、指定管理に関する協定書の条項に違反する行為であり、遺憾であります。なぜそのようなことが起きたのか、原因、流れなど、対処の仕方など、まだはつきりしないところがあります。企業にはコンプライアンス遵守が義務づけられていますが、先ほども申し上げましたが、行政は指定管理者としての立場だけでなく、地域の自然環境、社会環境、公共の福祉など、地域と一体となって進めなければなりません。そのような観点から、行政として指導、監督、改善を図っていく立場にあるものと考えます。今後こういうことがないよう、連携して取り組んでまいりたいと思います。

くる。原料処理量と製品出来高の整合性は。

産業経済課長

排水施設の不具合等で約12日間ストップをしています。ハーベスター刈取り分、報告書で約405トンのサトウキビが未処理として残りまして。堆肥センターへ廃棄した黒糖量、これも報告書によると15トン。製糖工場では4月以降、ペーハーが低く黒糖に出来ない濃縮液というものがあります。これを10トントラック5基と工場タンク15トンで保管しながら、今現在も排水処理をしている状況です。堆肥センターへ廃棄した黒糖と同じものが外のコンテナに65トン。さらに昨日、不良黒糖について確認したところ、袋詰めされた黒糖が200トンあるとの報告を受けている。

村長

議員からありましたとおり、多良間村多良間製糖工場は、多良間村の指定管理に関する協定書により操業、運営を行っております。その協定書によると、意義として、地域住民に対する農業振興の効果及び効率を向上させ、もって福祉の一層の増進を図るとされています。また、公

共性の尊重として、管理運営、業務実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとなっております。さらに、管理物件等としまして、善良なる管理者の注意をもって工場を管理運営しなければならぬなどと明記されております。

原料処理量、製品出来高、歩留りの整合性は。

多良間工場では、昭和39年〜40年作を第1期として令和3年までに57回、製糖操業が行われてきた。五十年間、歩留りはほとんど13%〜15%以内で推移してきている。歩留りが10%を切った年は見当たりません。平均甘蔗糖度も57年間で最高の15.79度となっている。平成28年〜令和2年までの直近5か年間の原料処理量と製品出来高(工場の資料)から平均歩留りも算出することができ。平均は13.14%である。令和4年実績では歩留り9.76%(過去最低)、製品出来高(3千153トン)。仮に歩留り13%で計算すると製品出来高(4千250トン)となり、実に1千97トン(原料に換算すると8千438トン)の差が出て

200トンあるとの報告を受けている。

職員に、排水処理や不法投棄に関する認識も知識もない。設備や機器の異常に気づいても、それを優先するのかわからず圧搾を優先した。無理に操業を続けたことで、大きな事故(環境問題)を起こしてしまった。これは100%人災である。指定管理者である村長の見解を求める。

この排水処理問題、多良間工場職員による不法投棄は、指定管理に関する協定書の条項に違反する行為であり、遺憾であります。なぜそのようなことが起きたのか、原因、流れなど、対処の仕方など、まだはつきりしないところがあります。企業にはコンプライアンス遵守が義務づけられていますが、先ほども申し上げましたが、行政は指定管理者としての立場だけでなく、地域の自然環境、社会環境、公共の福祉など、地域と一体となって進めなければなりません。そのような観点から、行政として指導、監督、改善を図っていく立場にあるものと考えます。今後こういうことがないよう、連携して取り組んでまいりたいと思います。



とみやま ただし
豊見山 正 議員

問

答

**製糖工場使用料問題
で指定管理の取り消
しはあるのか**
**指定管理を取り消す
方向にはいかない**

■月島機械(株)との裁判の現状は

この裁判は、令和2年5月30日に始まっており、2年余りが経過している。

現在どういう状況にあるのか、そして、いつ頃結審するのか、見通しを伺いたい。

副村長

第1回の裁判が令和2年6月30日に開かれ、月島機械が訴状の陳述、村は答弁書の陳述を行っております。

令和4年5月24日まで14回の裁判が行われ13回が弁論準備手続である。

今回は、7月14日を予定しております。双方が主張を行うという予定である。

今後の見通しということをごい

質問

宮古製糖株式会社があくまでも自ら試算した使用料、年間1,278万6,338円にこだわった場合、今後、指定管理の取消しはあるのか。

村長

そういうことは想定しておりませんので、指定管理を取り消すとか、そういう方向にはいかない。

■水納島航路船の使用料の低減はできないか

本定例会の補正予算として、水納島航路船修繕工事、その費用が605万円として計上されている。工事はスラスター船に改造されるということであると理解しております

既に支払った1億円については、今どのような認識か、村長に伺う。
この追加費用問題は、支払った1億円だけの問題じゃなくて、今、裁判している月島機械との問題、それから使用料の問題、全て関わっております。これを別々に考えるということは、まずあり得ません。

で、経営状態が変動している。ヤギ

は100頭ほどいるようですが、年間約120万の船の使用料は厳しいということである。この使用料の低減は可能なかどうか。

村長

これまでもこの使用料についての中身、説明をしてきたが、本体の造船費と、保険料の部分があり、保険料が本体の船体の料金よりも高くかかっているという現状があります。そして、3年もたちますと、減価償却によりまして船体の計算が少なくなってきましたので、保険料が減額になっていきますから、そういう形で減額に向かっていくということになっております。



水納島航路船「みんな」



議 会 ト ピ ッ ク

2022年6月定例会

管内視察 交付金活用報告

1 水納島視察

6月20日(月)多良間村議会として3年ぶりの水納島の視察を行った。

梅雨明けの青空の下、水納島避難施設や南島牧場の現状、島北側海岸の流木や漂着ゴミの状況などを視察した。

また、水納島住民の方との懇談も行い、「備蓄庫の鍵が錆び付いて使えない」「携帯電話の電波状況が悪い」「村との裸用船契約金が高い」「マナーの悪い観光客がいる」等、貴重な意見が伺えた。



水納島住民の方との懇談



南島牧場の牛舎



水納島北側海岸の漂着ゴミ

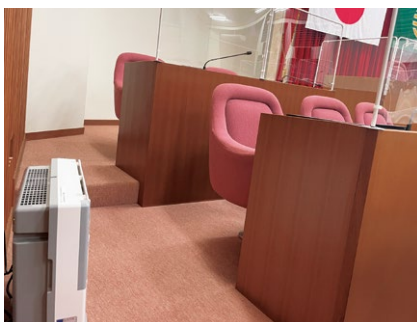
2

新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金で 空気清浄機購入

村議会議場内は換気が悪く、ウイルスが持ち込まれた場合には感染リスクが高い状況である。

そこで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「村議会議場感染症予防対策事業」で、ウイルス対策機能搭載の空気清浄機3台を購入した。

これにより、安心安全な議会運営と傍聴をできる事が期待できる。



編集後記

環境問題について考えてみたい。

今期のサトウキビ生産は30数年ぶりの3万2,697トン、50数年の操業歴史の中で甘糖糖度、原料代金も過去最高の出来栄となった。生産農家の普段からの肥培管理と生産意欲がうかがえる。それは反対に、今議会は多良間工場の産業廃棄物の不法投棄問題への質問等もあった。2月13日〜3月10日頃まで産業廃棄物を畑や工場北側保安林に不法投棄していた。保安庁、保健所の職員と現場調査に立ち会ったが、現場確認して驚いていた。宮古島市では保安林から「ノニの木」を数本切ったことで検挙される事件が起きている。ノニが流行り出した頃の話である。工場北側への不法投棄による保安林破壊(木の立ち枯れ)は、これの比ではなく30アールにも及んでおり、今回の環境(自然)破壊は木を植え替えれば済むという問題ではない。県の動きにも注目していきたい。

「説明の場を設ける」と本日から当局に文書できていると聞いている。企業として当たり前なことである。村民、生産者、当局、議会、関係団体、工場職員に対し正直な説明責任があります。当事者(宮糖)がどの様な説明をするのか、皆さんも一緒に注目していきたい。

議会広報委員

安里三喜男

